社会保険ひろしま

第799号

- ●被保険者が退職したときは届け出が必要です
- ●年金委員（職域型）の皆さまへ
- ●オンライン申請（電子申請）が便利です
- ●その他
- ●全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

2
2015
平成27年

職場内で回覧して下さい

事業主の皆さまへ　　平成２７年２月号

日本年金機構からのお知らせ

被保険者が退職したときは届出が必要です

被保険者が退職したときなど、被保険者に該当しなくなった場合には**「被保険者資格喪失届」**を５日以内に提出してください。
被保険者が退職したときの資格喪失日は、退職日の翌日となります。
例えば、３月 31 日付で退職した場合、資格喪失日は「４月１日」となりますのでご注意ください。

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に加入していた場合は、本人および家族の健康保険被保険者証、高齢受給者証等を必ず添付してください。
また、紛失・き損により健康保険被保険者証等を添付できない場合は、**「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」**を併せて提出してください。もしくは、添付できない理由を**「被保険者資格喪失届」**の備考欄に記入してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。　年金　資格喪失　検索

年金委員（職域型）の皆さまへ

■職域型の年金委員の方が、社内での人事異動や退職などにより委員を交代する場合、後任の方への委嘱は、あらためて**「年金委員推薦書」**を提出する必要があります。
前任の方の**「年金委員辞退届書」**と併せて、管轄の年金事務所へ提出してください。

■退職される委員におかれましては、これまでの社会保険業務の経験を活かし、引き続き地域型の年金委員への移行をご検討ください。移行いただける方は、お近くの年金事務所へお申し出ください。

※地域型の年金委員の活動は、地域住民が対象となります。
年金事務所から配布されるチラシなどを自治会を通じて回覧したり、地域住民が年金のことでお困りの際はお近くの年金事務所を紹介していただくなど、地域住民と年金事務所とのパイプ役を期待しています。

オンライン申請（電子申請）が便利です！

インターネットを使って健康保険・厚生年金保険適用関係の手続きができるのをご存知ですか？
年金事務所の窓口に行かなくても、e-Gov:電子政府の総合窓口（http://www.e-gov.go.jp/）から、24 時間いつでも申請・届出できます。ぜひオンライン申請の利用をご検討ください。

こんなメリットが☞
- ✓いつでも手続き OK！　➢ **忙しいときでも、時間を気にせず、手続きできます。**
- ✓時間とコストの節約　➢ **年金事務所に出向く時間や、交通費・郵送費を削減できます。**

年金　電子申請　検索

日本年金機構
Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内

市 町 村	日　　時	会　　場
大竹市	毎週火曜日の 10:00～15:30	大竹商工会議所
北広島町	3 月 26 日（木）10:00～15:30	北広島町役場
竹原市	3 月 11 日（水）10:00～15:30	竹原福祉会館
尾道市	毎週火・水・木の 10:00～15:30	尾道市公会堂別館
尾道市因島	毎週月曜日の 10:00～15:30	因島総合支所 4 階会議室
尾道市向島	毎週金曜日の 10:00～15:30	向島支所 1 階相談待合室
庄原市	3 月 18 日（水）10:00～15:00	庄原農協東城支店

※　相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
　本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要となります。
※　尾道市、尾道市向島、尾道市因島の各会場は予約制です。
　相談ご希望日の 2 日前（土・日、祝日を除く）の 12 時までに三原年金事務所へご予約ください。
　（☎0848-63-4111）
※　北広島町役場の年金相談は、予約制を導入しました。ご希望の方は、北広島町役場へご予約ください。（町民課国保年金係☎050-5812-1854、芸北支所☎050-5812-2110、
　大朝支所☎050-5812-2211、豊平支所☎050-5812-1122）

◆ 手話通訳のご案内

会　　場	日　　時
広島東年金事務所	3 月 11 日（水）　13:00～16:00
福山年金事務所	3 月 11 日（水）　13:00～16:00

※　毎月第二土曜日(13 時～16 時)は事前申込みにより県内の年金事務所で手話通訳を設置します。

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会　　場	日　　時	年金事務所
広島東年金事務所４階会議室	3 月 26 日（木）13:30～16:00	広島東年金事務所
広島南年金事務所３階会議室	3 月 26 日（木）13:30～16:00	広島南年金事務所
備後地域地場産業振興センター（福山市東深津町 3－2－13）	3 月 26 日（木）13:30～16:00	福山年金事務所
呉年金事務所３階会議室	3 月 20 日（金）13:30～16:00	呉年金事務所
三原年金事務所２階会議室	3 月 18 日（水）13:30～16:00	三原年金事務所
三次年金事務所２階会議室	3 月 19 日（木）13:30～16:00	三次年金事務所

県内の年金事務所では、次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催しています。３月の開催は、上記のとおりです。
●対象者　①新任担当の方　②新規加入事業所の方　③その他受講を希望される方

事業主及び
社会保険事務のご担当者の皆様へ

広島事務センター・年金事務所

届書等のご提出は事務センターへの直送をお願いします！

【事務センターへ直送するメリット】

- 年金事務所でお預かりした届書等は、事務センターで、届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。
- 届書等を年金事務所に郵送された場合、事務センターへ回送するため、事務処理に時間を要します。早期にお客様のお手元へ健康保険被保険者証や通知書等をお届けするため直送をお願いします。

（事務センターで取扱う届書等）

・資格取得届、資格喪失届、被扶養者（異動）届、賞与支払届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届、住所変更届　等

※届書用紙は日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）よりダウンロードすることができます。また、届書の記入例も掲載していますので、届書作成の際はご確認願います。

電話・来訪での問合わせは、すべて年金事務所で行います。

- 制度についてのお問合わせ
- 届書の記入方法や添付書類、処理内容等のお問合わせ
- 届書用紙の送付依頼等

（お問合わせ先）

広島東年金事務所	電話番号 082－228－3131
広島西年金事務所	電話番号 082－232－4171
広島南年金事務所	電話番号 082－253－7710
福山年金事務所	電話番号 084－924－2181
呉年金事務所	電話番号 0823－22－1691
三原年金事務所	電話番号 0848－63－4111
三次年金事務所	電話番号 0824－62－3107
備後府中年金事務所	電話番号 0847－41－7421

【開所時間】　8時30分～17時15分

↓事務センターへ直送する際、切り取って封筒に貼ってお使いください。裏面もご覧ください。

〒730－8602
広島市中区中島町3－25
ニッセイ平和公園ビル10階

日本年金機構　広島事務センター　行

〒730－8602
広島市中区中島町3－25
ニッセイ平和公園ビル10階

日本年金機構　広島事務センター　行

健康保険被扶養者（異動）届と国民年金第３号被保険者関係届の届出

・被扶養配偶者が２０歳以上６０歳未満である場合は、健康保険被扶養者（異動）届（１枚目と２枚目）と国民年金第３号被保険者関係届（３枚目）を同時（３部複写）に提出してください。

ただし、**次の場合**、健康保険被扶養者（異動）届のみの届出をお願いします。
（３枚目は除いてください。）
また、扶養されていた２０歳以上６０歳未満の配偶者が死亡したときは３枚目の国民年金第３号被保険者関係届も必要です。

- ○ **被扶養者から削除するとき**
- ○ **２０歳未満及び６０歳以上配偶者を扶養にするとき**
- ○ **配偶者以外（子・父・母等の３親等内の親族）の扶養を届出するとき**
- ○ **被保険者が６５歳以上のとき**
  たたし、老齢基礎年金の受給要件を満たしていない被保険者を除きます。

・健康保険組合の被扶養者（配偶者に限ります。）が削除されるときは、国民年金第３号被保険者被扶養配偶者非該当届（３枚目）を提出してください。

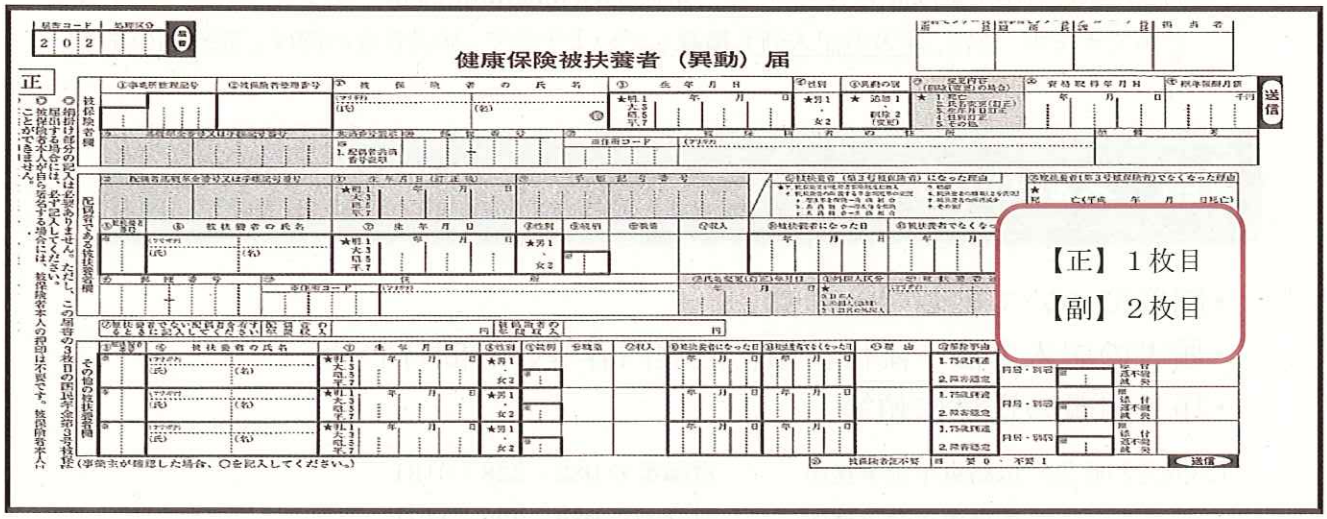

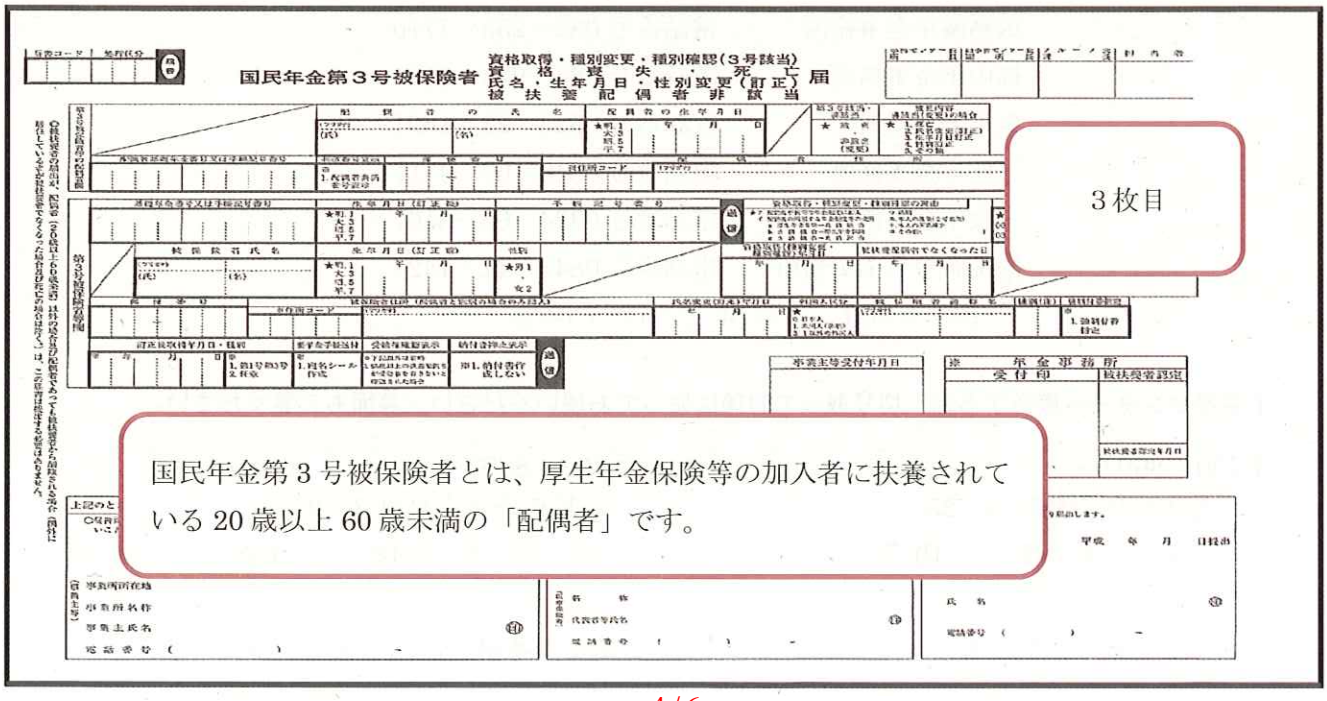

※加入者の皆様へ回覧をお願いします。

2015.2

全国健康保険協会
協会けんぽ

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

平成27年度の保険料率について

○ **保険料率の改定月：4月分（5月納付分）※**
※任意継続の保険料は5月分（5月納付分）から

○ **保険料率の決定時期：平成27年2月下旬～3月上旬**
▶来月のお知らせで保険料額表を同封します。

衆議院の解散に伴い政府予算案の閣議決定が遅れたことから、保険料率の改定月が**例年より1カ月遅れる**見通しです。加入者・事業主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成27年度の生活習慣病予防健診について

【申込方法】

① 健診機関へ予約する
② 申込書をご記入のうえ、協会けんぽへ提出
▶申込書等は**3月下旬**（3/23発送予定）に事業所にお送りします。

〈インターネットを利用すればますます便利に!〉
※ご利用にはIDが必要です。ホームページから申請できますのでぜひご利用ください。

◆健診対象者のダウンロード	◆健　診　申　込
◎エクセルデータで管理が可能です。 ◎年度開始前にデータ取得が可能です。	◎郵送よりも早く手続きが完了します。 ◎申込状況の確認もできます。

平成27年度のインターネットサービスの開始時期については、現在調整中です。
最新情報はホームページでご確認ください。

ご家族の受診券をご自宅へ直送します

ご家族（被扶養者）の皆さまが特定健診を受診する際に必要な『受診券』を平成27年4月にご本人（被保険者）のご自宅にお送りします。

住所変更等によりお届けできなかった受診券は、事業所にお送りさせて頂きます。ご本人（被保険者）を通じ、ご家族（被扶養者）のお手元に届くようご協力をよろしくお願いいたします。

ジェネリック医薬品に切り替えてお薬代の節約を

処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、どれくらい自己負担額が軽減されるかについてのお知らせを、ご本人（被保険者）のご自宅へお送りします。（平成27年3月送付予定）

※一定程度、自己負担の軽減が見込まれる方などにお送りします。
すべての方に送付するお知らせではありません。

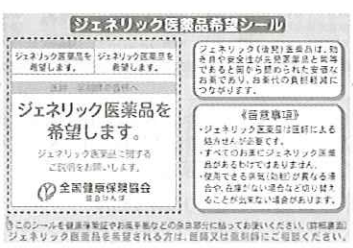

保険証に貼ることができる「ジェネリック医薬品希望シール」をご用意しています。
ご希望の場合は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】　企画グループ　082-568-1014（直通）

退職後の健康保険について

退職後の健康保険には、下記の3つの加入先があります。
保険料などを比較の上、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	◎退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること。 ◎退職日の翌日から20日以内に手続きすること。	上記担当課にお問い合わせください。	◎扶養の条件を満たす必要があります。 ◎ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	原則、退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります。 ※保険料には上限があります。 ◆広島支部:28,084円(平成26年度) （介護保険料を含む場合:32,900円） ※各都道府県で保険料率が異なるため2倍にならない場合があります。	◎加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 ◎減免制度があります。 ◎お住まいの市区町村により保険料額が異なります。	保険料負担はありません。

※協会けんぽの任意継続の加入期間中（最長2年間）は、国民健康保険に加入する、ご家族の被扶養者になる、という理由でやめることはできません。

保険証が使えるのは退職日当日まで

退職などで健康保険の資格を喪失したときは、ご本人（被保険者）、
ご家族（被扶養者）の両方の保険証が使えなくなります。
保険証は資格喪失届に添付し、速やかに返却してください。

誤って資格を喪失した後に保険証を使用すると、医療費（協会けんぽが負担している7～9割分）をお返しいただくことになります。

申請書の届出は郵送をご利用ください

全ての申請書については郵送で手続きが可能です。また、申請書はホームページよりダウンロードできます。

★宛名ラベル（広島支部の住所を記載したもの）を、ホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ　広島　宛名ラベル　検索

広島支部HP ＜ 年金事務所内窓口開設日一覧 ＜ 広島支部送付用宛名ラベル

申請書はホームページからダウンロードできます

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/

協会けんぽ　広島　検索

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011（代表）

〒732-8512　広島市東区光町1-10-19　日本生命広島光町ビル2F

【ホームページ】http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/

平成26年7月より協会けんぽの申請書が新しくなりました。申請書はホームページよりダウンロードできます。

申請書の郵送にご協力ください